

柏行審第78号
令和8年3月17日

柏市長 太田和美様

柏市行政不服及び情報公開
・個人情報保護審議会
会長 木村健登

審査請求に対する答申について

令和7年6月30日付け柏健政第113号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市長が行った令和7年5月23日付け柏健健第302号の保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯

(1) 審査請求人は、柏市長に対し、自己の保有個人情報の開示請求に関する一切の権限を委任した代理人（以下「開示請求者」という。）を通して、令和7年5月8日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、次の保有個人情報の開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）。

令和7年4月15日付け柏市長太田和美発行柏健健第76号付「予防接種法第15条第1項に基づく認定に係る審査結果について」の理由の根拠となった以下の資料

- ア 柏市予防接種調査会委員名簿
- イ 柏市予防接種調査会議事録
- ウ 被接種者経過概要
- エ 柏市予防接種調査会調査報告書

オ 予防接種法第15条第1項に基づく疾病等の認定に係る審査結果について（通知）及びその添付資料

(2) 柏市長は、本件開示請求に関して、次の保有個人情報を特定した（以下「本件保有個人情報」という。）。

ア 出席者名簿（令和5年度第2回柏市予防接種調査会）

イ 令和5年度第2回柏市予防接種調査会議事録（以下「本件議事録」という。）

ウ 被接種者経過概要（ 氏）

エ 柏市予防接種調査会調査報告書（令和5年8月25日付け。以下「本件報告書」という。）

オ 予防接種法第15条第1項に基づく疾病等の認定に係る審査結果について（通知）（令和7年4月8日付け千葉二第9号）

(3) 柏市長は、本件保有個人情報について、法第78条第1項第7号柱書に該当する不開示情報が記録されていると判断し、開示請求者に対し、法第82条第1項の規定により、本件処分をした。

(4) 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和7年6月3日付けで柏市長に対し、審査請求を提起した。

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部開示する処分を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張する趣旨は、次のとおりである。

ア 予防接種調査会の審議結果により、審査請求人が本来は国から受けるべき救済を不当に妨げられた可能性がある。予防接種調査会から柏市長に提出された本件議事録、本件報告書等を確認し、適正な審議がなされたか確認したい。

イ 本件処分について、適正な法解釈による処分がなされたか、第三者に審査してほしい。

- ウ 委員が萎縮して率直な発言がなされなくなり，調査会の中
立性や業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると柏市
長は主張するが，実証的な根拠の提示は一切なく，柏市長の
いう萎縮するおそれは主観的・予測的な想定の域を出ていな
い。業務の支障を及ぼすおそれに該当するためには，相当の
蓋然性と合理的根拠を伴う具体的な支障の予測が必要である。
- エ 予防接種法に定める市町村調査会の役割は，初期資料の整
備や助言を行うものであり，補助的技術的な助言機関に過ぎ
ない。独立して責任の重い意思決定をしていないため，透明
性を妨げてまで守るべき性質の業務とは言えない。
- オ 議事録等が開示されている例は厚生労働省の疾病・障害認
定審査会や他市町村の予防接種調査会で多数ある。柏市だけ
が例外的に業務の支障が生じると主張することには明らかに
合理性が無く，行政運営上の一貫性を欠く不適切な対応と言
わざるを得ない。
- カ 生命・健康に直結する極めて重大かつ公益性の高い問題で
あることから，その判断過程の透明性は，制度全体の信頼性
を担保するため，本質的に保証されるべきである。不開示情
報とすれば，給付決定の公平性に疑念が生じ，ひいては救済
制度や予防接種政策そのものへの不信を招く。
- キ 予防接種調査会委員の氏名や肩書等は公開されており，そ
の情報からどのような意見を述べたか一定程度推察すること
ができる。発信者の特定が委員の萎縮を招くという懸念が妥
当なものなら，そもそも委員情報は開示するべきでない。
- ク 情報公開法が国民の知る権利を尊重し，政府の説明責任を
全うすることによって，その活動の公正性及び透明性を確保
すると規定しているにもかかわらず，審査請求人の自己情報
について，行政が一方的かつ恣意的に隠匿することは，知る
権利を著しく損なうおそれがある。
- ケ 本件審査請求は，健康被害救済制度の給付決定に対する審
査請求を提起するに当たり，その関連資料を入手するため
に行ったものである。関連資料が黒塗りでは，救済制度の審査
請求で不利益を被ることになる。

コ 被接種者経過概要について、事実と異なった記載や本来記載が必要である事項の不記載がある。こういった審議でこのような記載になったのかを確認する必要がある。

4 柏市長の主張の要旨

(1) 本件保有個人情報の不開示部分は、本件議事録及び本件報告書の一部である。本件議事録には、会議の非公開を前提として本市の予防接種調査会の委員らが医学的立場から行った率直かつ中立な意見の内容が記載されている。また、本件報告書には、単なる本市の予防接種調査会による調査結果の報告に留まらず、本件議事録に記載されている具体的な意見及び評価を抜粋・要約したものが含まれている。

(2) 予防接種健康被害救済制度は、予防接種が社会防衛上行われる重要な予防的措置である一方、極めて稀ではあるが不可避免的に健康被害が起りうるという特性があることに鑑み、健康被害を受けた者に対して特別な配慮をするために設けられたものである。また、当該制度の申請手続は、次に掲げるとおりである。

ア 予防接種法に基づく予防接種を受けた者であって健康被害が生じたものは、当該者が当該予防接種を受けた際に居住していた市町村に健康被害救済給付を申請する。

イ 申請を受けた市町村は、当該自治体に設置された予防接種健康被害調査委員会等において当該申請に係る事例を調査し、必要な請求書類を整備した後、厚生労働大臣に対し、都道府県を經由して請求書類（被接種者経過概要に加えて、経過そのものを記載した一次資料も含む。）を進達する。

ウ 厚生労働大臣において、第三者からなる疾病・障害認定審査会に意見聴取を行い、疾病、傷害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであるか否かについて、イの市町村から進達された請求書類を基に、医学的見地等を踏まえた専門的観点から調査審議を行う。

エ ウの調査審議の結果を踏まえ、厚生労働大臣が当該申請について認定又は否認の判断をし、都道府県を經由して各市町村に審査結果を通知する。

オ 厚生労働大臣からの認定又は否認の通知を受けた市町村長は、当該通知の内容を踏まえ、申請者に対し、支給決定処分又は不支給決定処分を行う。

(3) (2) アからオまでの手続から明らかなように、本市の予防接種調査会の調査報告に係る資料は、予防接種健康被害救済制度に関する一連の事務又は事業において、厚生労働大臣が予防接種と健康被害の因果関係に係る認定を行う際及びその認定に当たって疾病・障害認定審査会が医学的見地等に基づき専門的観点から審査を行う際に用いられる、内部的な検討状況及び検討経過の情報に当たる。

(4) よって、本市の予防接種調査会においては、委員の意見交換の率直性と中立性の担保が不可欠と言える。この点、本市の予防接種調査会における意思決定は既に終了しているものの、本件処分の不開示部分を開示すれば、本市の予防接種調査会の委員において、今後の事案検討に際し、自己の意見が当該制度の給付申請者に開示されることに萎縮した結果、率直な発言や給付申請者にとって不利益となる発言を差し控える等し、本市の予防接種調査会全体として自由闊達な意見交換が行われなくなることにより、委員による率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれ、本市が行う事務を含む予防接種健康被害救済制度全体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすといえる。

(5) 以上のことから、当該不開示部分は、法第78条第1項第7号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

5 当審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報の概要

本件保有個人情報は、審査請求人の予防接種健康被害救済制度（予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条第1項の規定による健康被害の救済制度をいう。以下同じ。）に係る手続の一環として、柏市附属機関設置条例（平成8年条例第6号）第2条の規定により柏市が設置する柏市予防接種調査会（以下「本件調査会」という。）が行った調査報告に係る文書である。

イ 柏市長による処分

柏市長は、本件保有個人情報のうち、本件議事録及び本件報告書について、法第78条第1項第7号柱書に規定する「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」不開示情報が含まれるとして、本件処分をした。

(2) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 法令の規定

法第78条第1項に規定する不開示情報のうち、同項第7号には、次のとおり規定されている。

第7号 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ～ト (略)

イ 法令の趣旨

当該規定に該当するかの判断に当たっては、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等を考慮しつつ、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを客観的に判断する必要がある。また、個人の権利利益を保護する観点から、開示することの利益等を比較衡量した上で、適正であることも求められる。さらに、支障の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求される。おそれも抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

ウ 法第78条第1項第7号柱書の該当性について

(ア) 本件議事録について

当審議会において不開示部分を確認したところ、審査請求人の症状と新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害について、委員が医学的見地から調査審議をした内容を逐語的に記載したものである。

本件調査会は、予防接種健康被害救済制度の請求に係る

事例について、疾病の状況及び診療内容に関する資料収集等、医学的見地からの調査を行う機関である。当該請求書類を基に厚生労働大臣が予防接種による健康被害であるかどうかの救済の認定に係る審査を行うことを鑑みると、本件調査会は、予防接種健康被害救済制度において事実関係の整理等を行う補助的な立場を担う機関に過ぎないと考えられる。そして、このことを踏まえると、当該不開示部分の内容が厚生労働省の行う認定に与える影響は限定的であると考えられることから、開示することで審査請求人が得られる利益は、大きくないと考えられる。

他方で、本件議事録については、既に委員の氏名が開示されていることから、発言内容を全て開示すれば、いかなる発言がどの委員によるものかを特定されることとなり、本件調査会の委員が開示を受けた者から直接的な抗議や誹謗中傷にさらされる可能性を否定できない。

このことから、開示することの利益と比較して、今後行われる調査審議において、予防接種健康被害救済制度における給付請求者（以下、「給付請求者」という。）に自分の意見が明らかになることを意識した委員が率直な発言をちゅうちょするなど、委員による率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ、本件調査会が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが大きいものと考えられる。

したがって、当該不開示部分は、法第78条第1項第7号柱書の不開示情報に該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

(イ) 本件報告書について

当審議会において、不開示部分を確認したところ、単なる本件調査会による調査審議の結果報告に留まらず、本件議事録に記載されている具体的な意見及び評価を抜粋・要約したものが含まれているものである。

本件調査会の予防接種健康被害救済制度における立場及び不開示部分を開示することによる利益は、（ア）で検討

したとおりであり，開示することで審査請求人が得られる利益は，大きくないと考えられる。

他方で，本件調査会は，委員の数が6名で，うち1名は柏市職員であることから，外部の医師は5名である。さらに，委員の役職名及び氏名については，本件開示請求対象の出席者名簿により開示されていることから，たとえ本件報告書が本件議事録に記載されている具体的な意見及び評価を抜粋・要約したものであるとしても，当該報告書における記載が専門的な知見によるものである場合には，それがどの委員による意見及び評価であるか特定し得ることになり，結果として各委員の発言につき，その委員名とともに発言内容を開示することと同様の結果を生む可能性がある。また，発言者の特定に至った場合，千葉県下の医師及び医師会所属である本件調査会の委員は，直接的な抗議や誹謗中傷にさらされる可能性を否定できない。その結果，開示を受けた者から受忍限度を超える不満や抗議等の声を受けたり，SNS等を介して誹謗中傷にさらされることを危惧し，率直な発言をちゅうちょし，適切な調査審議ができなくなるおそれがある。

このことから，開示することの利益と比較して，今後行われる調査審議において，給付請求者に自分の意見が明らかになることを意識した委員が率直な発言をちゅうちょするなど，委員による率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ，本件調査会が行う事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが大きいものと考えられる。

したがって，当該不開示部分は，法第78条第1項第7号柱書の不開示情報に該当すると認められ，不開示とすることが妥当である。

なお，当審議会の審議過程において，本件報告書は特定の委員の意見を記載したのではなく，本件調査会における調査審議の結論とそれに至った理由について述べたものに過ぎないため，開示すべきという意見も出された。

しかしながら，法に基づく自己情報の開示制度は，開示請求者の個別の事情は考慮することなく，広く一般的ないし統一的に処理されなければならない。

今回，本件報告書を開示することとした場合には，今後，本件報告書に記載されているものと同様の情報を開示することになることにより，将来的に，記載された情報がどの委員による意見及び評価であるか特定し得る可能性及び特定されることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じることを否定できない。

このことから，当審議会としては，不開示とすべきとの結論に至った。

エ 結論

以上のとおり，「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は，別表のとおりである。

別表

年月日	処理内容
令和 7年 6月30日	諮問
8月 4日	第1回審議（事件説明及び質疑を含む）
9月 4日	第2回審議
10月27日	第3回審議（審査請求人の口頭意見陳述を含む）
12月 5日	第4回審議
令和 8年 1月16日	第5回審議
3月16日	第6回審議
3月17日	答申